

NPO 法人れんげメディカルグループ定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人れんげメディカルグループと称す。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市西区立売堀1丁目7番18号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、福祉、健康、生きがいについての情報の収集と提供、指導、協力、助言を行い、又新世紀社会において社会教育の推進、環境、保全、人材の擁護又は平和の推進、国際協力の活動、子どもの健全育成、などの活動がより積極的に推進されるための教育と指導者の養成を実施し、併せて社会人の生涯学習に関する調査研究、普及啓発、講習会、研修会等の開催、文化芸術又はスポーツ振興を図り、より良い社会活動に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

別表 1号 (保健、医療又は福祉の増進を図る活動)

別表 2号 (社会教育の推進を図る活動)

別表 6号 (学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動)

別表 7号 (環境の保全を図る活動)

別表10号 (人権の擁護又は平和の推進を図る活動)

別表11号 (国際協力の活動)

別表13号 (子どもの健全育成を図る活動)

別表19号 (前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1.特定非営利活動に係る事業

(1)シルバーサービス相談事業

(2)上記(1)の事業を行うべき人材開発、育成、指導者の養成

(3)福祉、介護、健康、生きがいに関する教育、講演会、講習会の開催

(4)福祉、介護、健康、生きがいに関する出版物の企画、制作、発行

(5)生きがい創造のための文化講座、文化交流及びスポーツ活動の実施

(6)介護、福祉に従事する介護員や介護、福祉に関連する人材の派遣事業

(7)介護保険法にもとづく、人材育成のための養成研修事業

- (8)介護保険法にもとづく、居宅サービス事業
- (9)介護保険法にもとづく、居宅介護支援事業
- (10)介護保険法にもとづく、介護予防サービス事業又は第一号事業
- (11)介護保険法にもとづく、通所介護事業
- (12)介護保険法にもとづく、介護予防通所介護又は第一号通所事業
- (13)介護保険法にもとづく、認知症対応型通所介護事業
- (14)介護保険法にもとづく、介護予防認知症対応型通所介護事業
- (15)介護保険法にもとづく、小規模多機能型居宅介護事業
- (16)介護保険法にもとづく、介護予防小規模多機能型居宅介護事業
- (17)介護保険法にもとづく、夜間対応型訪問介護事業
- (18)介護保険法にもとづく、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
- (19)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にもとづく、
障害福祉サービス事業
- (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にもとづく、
相談支援事業
- (21)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にもとづく、
地域生活支援事業
- (22)児童福祉法にもとづく、障害児通所支援事業
- (23)国際的芸術文化の振興及び交流事業
- (24)各種指導者養成による資格認定の実施
- (25)特定非営利活動推進のための普及、啓発事業
- (26)イベント企画事業
- (27)保育園運営事業
- (28)この法人の事業に係わる資料の編集及び刊行、出版活動
- (29)給食サービス事業
- (30)共同住宅事業（高齢者専用賃貸住宅事業）
- (31)一般乗用旅客自動車運送業
- (32)有料老人ホーム運営事業
- (33)その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人、又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を協賛するために入会した個人、又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員、賛助会員は総会において別に定める入会金及び会費を収めなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

2.会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (2) 会費を一年以上滞納したとき

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当協会の定款に違反したとき
- (2) 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役 員

(種 類)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上11名以下
- (2)監事 1名以上2名以下
- 2.理事のうち、1人を理事長とする。また、必要に応じ副理事長を若干名置くことができる。
- 3.理事及び監事は、総会において選任する。
- 4.理事長、及び副理事長は理事の互選により定める。
- 5.役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 6.監事は理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2.副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。なお、副理事長を置かない場合は、理事は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。
- 3.理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4.監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務遂行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2.補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3.役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2.役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3.前2項に関し必要な事項は総会を経て、理事長が別に定める。

第4章 総 会

(種 別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5)事業報告及び活動決算
- (6)役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7)入会金及び会費の額
- (8)長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)事務局の組織及び運営
- (10)その他運営に関する重要事項

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2.臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認めたとき
- (2)正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法によって開催の請求があったとき
- (3)監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき

(招 集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2.理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3.総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2.総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2.前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3.総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員の現在数

(3)出席した正会員の数(書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること)

(4)審議事項及び議決事項

(5)議事の経過の概要及びその結果

(6)議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号の何れかに該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき

- (2)理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法によって開催の請求があったとき

(招 集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2.理事長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3.理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資 産)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)財産目録に記載された財産
- (2)入会金及び会費
- (3)寄付金品
- (4)財産から生じる収益
- (5)事業に伴う収益
- (6)その他の収益

(資産の管理)

第35条 資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2.予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 第37条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2.前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第40条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2.事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3.事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第44条 事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1)会員の名簿及び会員の異動に関する書類

(2)収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3)正会員の欠亡
 - (4)合併
 - (5)破産手続き開始の決定
 - (6)所轄庁による設立の認証の取消し
- 2.総会の議決により解散する場合は、正会員の総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第47条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第9章 雑 則

(公 告)

第48条 この法人の公告は、官報によって行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

(委 任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会にて議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員				
入会金	5,000円	年会費	10,000円	
(2) 賛助会員				
入会金	無 料	年会費	10,000円	
(3) 名誉会員				
入会金	無 料	年会費	無 料	
3. この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成12年6月30日までとする。

(1) 会長	
氏名	藤岡 留吉
(2) 副会長	

氏名 楠本 時子
(3) 理事

氏名 中西 君夫
同 安田 達也
同 末次 明美
同 西川 澄英
同 上野 静香

(4) 監事

氏名 近藤 崇弘
同 米村 元秀

1. この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 37 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
2. この法人の設立初年度の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この定款は、平成 15 年 1 月 15 日から施行する（大阪府知事が認証した日）
この定款は、平成 15 年 7 月 22 日から施行する（大阪府知事が認証した日）
この定款は、平成 16 年 7 月 28 日から施行する（大阪府知事が認証した日）
この定款は、平成 18 年 8 月 11 日から施行する（大阪府知事が認証した日）
この定款は、平成 22 年 8 月 25 日から施行する（大阪府知事が認証した日）
この定款は、平成 24 年 1 月 31 日から施行する（大阪市長が認証した日）
この定款は、平成 24 年 5 月 22 日から施行する（大阪市長が認証した日）
この定款は、平成 25 年 7 月 5 日から施行する（大阪市長が認証した日）
この定款は、平成 27 年 8 月 4 日から施行する（大阪市長が認証した日）
この定款は、平成 29 年 1 月 27 日から施行する（大阪市長が認証した日）